

<参考> 老人デイサービス・老人短期入所の 「施設」と「事業」の区別の判断について

老人デイサービスと老人短期入所は、老人福祉法では下記のとおり「施設」と「事業」に区別され、新設、変更等に係る法令の規定、様式及び提出先（県所管課）が異なりますので御注意ください。

※ 「施設」に係る法手続の提出先は「県介護保険課」であり、「事業」に係る法手続の提出先は「福祉指導課」となります。詳しくは県福祉指導課ホームページを御覧ください。

1 老人デイサービスの「施設」と「事業」の区別の判断について

「施設」に該当するもの：老人デイサービスセンター（施設）

- ・基本事業（デイサービス）のうち、日常動作訓練及び養護並びに通所事業を実施するための専用の設備を有する独立した施設に該当する場合
→老人福祉法第15条に基づく届出（県介護保険課に提出）

「事業」に該当するもの：老人デイサービス事業（事業）

- ・特別養護老人ホーム等に併設されており、上記の老人デイサービスセンター（施設）の要件を満たさない場合
→老人福祉法第14条に基づく届出（県福祉指導課に提出）

2 老人短期入所の「施設」と「事業」の区別の判断について

「施設」に該当するもの：老人短期入所施設（施設）

- ・次に掲げる2つの要件を満たす独立した施設に該当する場合
 - ① 短期入所のための専用居室、浴室及び食堂を専用の設備として有する。
 - ② 独立した施設として機能を果たしうる職員配置を有する。
→老人福祉法第15条に基づく届出（県介護保険課に提出）

「事業」に該当するもの：老人短期入所事業（事業）

- ・特別養護老人ホーム等に併設されており、上記の老人短期入所施設（施設）の要件を満たさない場合
→老人福祉法第14条に基づく届出（県福祉指導課に提出）

○上記の「施設」と「事業」の区別は「老人福祉法等の一部を改正する法律及び老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（平成2年12月28日老福第250号大臣官房老人保健福祉部老人保健課長通知）」第1 第2項及び第3項に基づき記載しています。